



雇用を救えー将来を守ろう！

コカ・コーラ・システムの雇用削減に反対！

IUF コカ・コーラ・グローバル同盟ー  
雇用削減に反対する要求書

我々コカ・コーラ・システムの労働者を連合させる世界中の労働組合、IUF コカ・コーラ・グローバル同盟のメンバーは、以下に留意する：

- ＊ かつてないほど多くの労働者がコカ・コーラの生産／流通／販売に貢献する中、不安定な雇用条件の下に置かれている。
- ＊ これらの非正規労働者は雇用保障もなく、あったとしても無効なことが多く、正規雇用者と比較して非常に劣悪な条件下で働いている。
- ＊ 双方の労働者グループはお互いに競わされ、個別及び団体で得た既得権は不安定な雇用関係によって長期的に弱体化される。
- ＊ 従って世界中の労働者の権利は、あらゆる形態でさまざまな結果を招きながら侵害されている。
- ＊ 非正規雇用は効率性、生産性、損失および破損コスト、労働者の意欲、売上高などにしばしばマイナスの影響を及ぼすため、長期的事業展望にも弊害をもたらす。

我々は、持続可能な企業は労働者及び合法的な代表組織として独立した民主的組合と長期的で適切な労使関係の上に構築されなければならない事を強調する。労働組合は、非正規労働者も含む全ての従業員の権利を代表する権限を持たなければならない。非正規労働者は組合への加入を制限されてはならない。

従って我々は、下記の共同要請を推進・擁護・支持する事を決定した。コカ・コーラ・システム内に適切な雇用を確保するために、我々はこれらの要請を支持するべく我々のメンバーを教育し、全ての適切なレベルでの交渉に彼らを含め、また職場、地域、国、グローバルの各レベルで行なわれる団体交渉及び枠組協約のために、できるだけ多くのメンバーを確保する。

1. コカ・コーラ・システムのボトラーは、現行の正規雇用関係に関して**現状を維持**しなければならない。現時点の正規の職場を第三者及び非正規労働者にこれ以上移行してはならない。また、正規雇用を不安定な雇用や非典型の下級雇用関係に置き換えることで、これ以上破壊することに断固反対する。

2. **特定の非典型雇用は、コカ・コーラの事業から完全に禁止されるべきである。**その中にはインフォーマルな労働関係、偽装請負、日雇い労働者が含まれる。そのような労働条件で雇用されている労働者たちには、それぞれのコカ・コーラ・ボトラー／サプライヤーと正規の雇用関係を結ぶ機会を与えなければならない。
3. コカ・コーラ・システムにおける非典型(非正規)雇用の労使関係は、過渡的な人員不足と短期の追加的労働需要をカバーするためにのみ成立できる。
4. 非典型労働(派遣・臨時労働者)は**現行レベルを超えてはならない。**すでにその使用が10%以上を超えている場合は、今後、**如何なる形態でも労働力の10%を決して超えてはならない。**国レベルあるいは職場レベルの労働協約で、労使はこれより低い割合を設定することが出来る。派遣・非正規雇用の割合は、繁忙期にはこれよりも高く、閑散期には低く設定する合意を労使間ですることが出来る。しかし「繁忙期」の期間は6ヶ月を超えてはならず、年間平均は10%を超えてはならない。  
もし派遣・非正規雇用の必要レベルが10%(又は労使で設定したこれより低い割合)を超えて6ヶ月間継続した場合、これらの労働者はコカ・コーラ・ボトラーの正規労働者にされなければならない。
5. コカ・コーラ・ボトラーやサプライヤーに非典型労働者(派遣会社、その下請会社など)を供給する第三者はどこも、**適切な労働基準を適用しなければならない。**そして独立した民主的労働組合と労働協約を締結しなければならない。また、彼らは労働者のために正規雇用関係と適正な雇用保障を獲得しなければならない。派遣業者は、労働者にコカ・コーラ・ボトラーへ戻って正規雇用を得る可能性を模索する機会を与えなければならない。
6. **自身の従業員で業務が実施できる場合、絶対に派遣労働・臨時労働を利用してはならない。**非典型労働を利用することで正規雇用者が解雇されてはならない。
7. 明確に規定された条件の下、派遣・臨時労働者をコカ・コーラ・システムの工場に雇用する必要がある場合、賃金、手当、労働時間、労働条件及びその他の契約条件においてコカ・コーラ・ボトラーの正規雇用者と**同等の処遇**が与えられなければならない。派遣・臨時労働者は**労働組合権を完全に享受でき、性別、人種あるいはその他の偏見によって差別されてはならない。**
8. 上記の原則が**守られなかった場合**、その違反の犠牲になった非典型労働者は当該コーク企業体の**正規労働者にされなければならない。**継続雇用の要請が増した場合、派遣労働者が優先的に雇用されなければならない。労働者のための適切な労働条件の原則を侵害する派遣業者には会社が警告し、**違反が繰り返される場合は取引関係の解消を通知するべきである。**
9. **労働争議中にストライキを弱体化させる目的で、派遣・臨時労働者を雇用してはならない。**